

27 八行行発第 2 号  
平成 27 年 4 月 21 日

八王子市監査委員	白柳	和義	殿
同	矢野	和利	殿
同	松本	良子	殿
同	高木	順一	殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(3) 市営住宅管理システム保守点検業務委託及び電算機器賃貸借について
提案項目	システムのソフトウェアの管理について
提案事項	システムのソフトウェアの管理について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>本件ソフトウェアについては、市が、平成14年度に購入したものと評価すべきである。</p> <p>一方、本件ソフトウェアを、450万円で購入したと解するならば、本件ソフトウェアは450万円を取得価格とする備品に準じて本来扱わなければならないものである。</p> <p>そうであるならば、取得価格が100万円を超える重要備品を対象とする市の重要備品の指定に関する規定に鑑み、本件ソフトウェアについても、帳簿等で明確に管理されることが望ましい。また、T社との間で本件ソフトウェアの所有権を書面により明らかにすべきである。</p> <p>なお、あくまで、平成20年度以降、使用貸借により、本件ソフトウェアを使用しているとするのであれば、早急に、契約書によりT社との法律上の使用根拠を明らかにすべきである。</p>
措置内容	<p>平成25年度に市営住宅管理システムの更新を行った。それに伴い、「市営住宅管理システム開発委託」に係る契約書の中で、本市がソフトウェアの使用権を取得する旨をうたうことで、ソフトウェアの権利の整理を行った。導入したソフトウェアについては、行財政改革部情報管理課作成の情報セキュリティ対策基準 6.情報資産の分類と管理方法 に基づき情報資産台帳に掲載し、平成26年3月1日から管理を行っている。</p>
措置時期	平成26年3月1日
所管部課	まちなみ整備部住宅政策課

平成22年度

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	6．市たばこ税の課税事務に係る監査結果について
提案項目	(1)市たばこ税の課税事務について 結果
提案事項	ア．課税所得の算定の正確性について(意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>市担当課としては、市たばこ税は申告納付方式が採用されており、申告義務違反については加算金が課せられることから、ある程度の信頼性が担保されていると考えている。</p> <p>しかし、税務申告書の内容についての信頼性については、一般的には保証されているわけではない。特に、小売販売店から卸売販売業者等への返還本数については、税額のマイナス要素である。</p> <p>小売販売店からの返還の事実を一覧にした明細書等を、卸売販売業者等から申告書とともに提出させること等が考えられる。このように返還の事実の詳細を記した明細書等を確認することで、市たばこ税の納税額等計算に係る正確性の確保及び牽制効果の確保等の目的が、限定的にはあるが確保されるものとする。</p> <p>更に、毎月の申告時にサンプルで当該返還報告書等をチェックするなど実施することで、返還という事実の存在性を確認することも可能である。</p> <p>また、小売販売店へのたばこ仕入報告書や年間返還本数の確認書等を随時、提出を求めて、その正確性を検証することでも、申告書の内容の正確性を確認することができる。場合によっては直接、卸売業者等に対して調査を行うことも考えられる。</p> <p>市担当課は、市たばこ税の税額を効果的かつ効率的に検証する方法を検討するよう要望する。</p>
措置内容	<p>市たばこ税は、国税(国たばこ税)及び都税(都たばこ税)と同じ課税対象であり、3者の連携を図って申告内容の确实性を担保している。</p> <p>市たばこ税の還付等の申告は、件数が数年に1件程度しかなく、また、申告があった場合には、東京都たばこ税担当者に連絡をとり、同じ内容での申告が都にも出ていることを確認することで、确实性を担保することが出来ている。</p> <p>加えて、東京都にて業者に対して抜き打ち調査等を行っているが、申告内容に問題はなく修正申告等はないとの情報を得ている。</p>
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	税務部税制課

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	I-1. 収集及び運搬業務について 1. 一般廃棄物指定収集袋等の製造、管理及び配送業務委託について
提案項目	エ. 設計書の作成状況について（意見）
提案事項	エ. 設計書の作成状況について（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 （概要）	<p>当該業務委託契約に当たっては、設計書が作成されていない。事業担当課であるごみ減量対策課が設計書を作成しない限り、契約事務を行わないこととすれば、市担当課も必ずいずれかの手法により設計書を作成するものと期待されるが、契約の実務的な基準として、契約事務規則の規定に拘らず、設計書がなくとも契約の実務が可能な内規を契約課は準備している。監査手続の実務として、契約事務規則で設計書を作成し契約事務をとり行うことが予定されている関係上、その規定に反するような内規は見直す必要がある。したがって、入札等の契約事務に当たっては、事業担当課に対して設計書を要求することを検討されるよう要望する。</p> <p>なお、平成21年度に当該業務委託を入札し契約を執り行った段階で入手した「業務委託内訳書」は、次回の契約に際しての設計書作成段階で、ひとつの有用な情報になるものと期待される。委託業務の実施内容を現場等で監視する際の判断基準のひとつとしても活用され、その結果を次回の契約に際して、フィードバックすることを検討されたい。</p>
措置内容	<p>包括外部監査の提案を受け、設計書の作成が全庁的に実施されるよう、平成24年8月30日付の契約課長通知「業務委託契約における設計書等の提出について」において、以下のとおり通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度以降の業務委託契約（執行予定額200万円以上の総価契約案件に限る）については、契約締結請求に際し、設計書又はこれに準ずる積算根拠資料の提出を要すること。</li> <li>200万円未満の案件についても、設計書等の作成に努めること。</li> <li>受注者から徴する業務委託内訳書については、できるだけ詳細な内訳の記載を求めること。</li> </ul> <p>上記契約課通知に基づき、平成26年度からの管理及び配送業務委託契約について、平成21年度契約の「業務委託内訳書」を参考に積算した。その結果を設計書に準ずる積算根拠資料として、契約課に提出し、指名競争入札を実施した。</p>
措置時期	平成26年6月18日
所管部課	資源循環部ごみ減量対策課、財務部契約課

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	1-1. 収集及び運搬業務について 2. 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について
提案項目	(3) 結果 ①設計書の重要性について (共通事項) ア 過大な設計金額の防止のために
提案事項	(イ) 見積金額の精査について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>地区別予定価格は、予算編成に際して活用されている。          なお、地区別予定価格は、平成22年5月に市担当課で起案した執行伺書に記載されている「執行予定額」と同額である。また、平成22年6月に行われた入札に際して設定される予定価格は、その金額に基づき設定されている。          この地区別予定価格が適正な水準であるのかどうかについては、積算根拠を精査する必要がある。</p> <p>i 人件費の積算について          人件費の積算上は、3年間の委託経費として積算しているが、競争入札の性格上、受託した収集業者の見積り方針により人件費割合に変化が出ている。このような事情も勘案し、次の契約に向けて人件費積算に対する精査を検討されるよう要望する。</p> <p>ii 物件費の積算について          物件費の内訳項目としては、燃料費と車両減価償却費点検費等とされている。燃料費は前年度の実績走行距離を参考にその1.5倍を安全余裕率として見積もっている。車両減価償却費については、1社から見積もった3年間のリース費の月額を算定している。点検費は車検手数料等である。これら減価償却費や点検費は2t車に係る見積りである。なお、4t車については、市からの貸与であるため、減価償却費や点検費は見積もられていない。          このような内訳書に類するコスト情報を毎年度請負業者から提出を受けるような仕組みが必要であるものとする。          3年間の複数年契約であっても、毎年度、業務委託内訳書の提出を受けて、その内訳であるコスト項目の分析を要望する。</p>
措置内容	<p>新規収集運搬委託契約の人件費の設計金額は、政府統計「賃金構造基本統計調査」の「年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の統計表より、「廃棄物処理業」、「企業規模(10人～99人)」、「男性平均」の区分の数値を使用して、より業務実態に即して算出した。物件費の設計金額は、燃料費については品目・地区ごとに積み上げた走行距離実績を勘案し算出した。また、設計算出表と業者より提出してもらった業務委託内訳書の費目を整合させ、事後的な比較・評価が容易にできるように書式を整備した。業務委託内訳書については、契約時だけでなく、毎年度当初内訳書を提出してもらい、その時点の実情を勘案しコストの変化を分析していく。</p>
措置時期	平成26年4月30日
所管部課	資源循環部ごみ減量対策課、ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	I-1. 収集及び運搬業務について 2. 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について
提案項目	(3) 結果 ①設計書の重要性について（共通事項）
提案事項	イ 低価格入札の判断にあたって（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 （概要）	<p>現在の可燃ごみ・新聞収集運搬業務委託及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託の契約期間は、平成22年6月から平成25年9月までとなっている。契約に際して、落札率の傾向としては、前者のうち2地区が予定価格と大きく乖離している。前者のうち2地区における予定価格との乖離については、実質的に低価格入札のリスクが潜在的にあったのではないかと考えられる。</p> <p>結果として、Ⅱ地区とⅢ地区におけるそれぞれの落札者の金額は同一であった。落札率からもわかるとおり、契約金額は同一であっても、予定価格はⅢ地区のほうが、Ⅱ地区よりも75,000千円ほど高い価格である。Ⅱ地区は、他の地区と違って、集合住宅が少ない地区で、コンテナ収集がなく、手積みの収集のみである点特徴である。このような違いが他の地区にも存在するが、特にⅢ地区との作業内容の差異が明確であることから、上記の契約金額とそれに基づく収集作業の遂行状況の評価等について、次回の契約までに分析されるべき課題ではないかと考えられる。</p>
措置内容	<p>契約課より「変動型最低制限価格の試行について」平成25年4月22日付で意思決定され、平成25年10月以降の不燃ごみ収集運搬業務委託、平成26年4月以降の可燃ごみ・新聞収集運搬業務委託の新契約では、変動型最低制限価格入札を試行で導入し低価格入札のリスクを低減した。</p> <p>○可燃ごみ・新聞収集運搬業務委託 コンテナ集合住宅収集は、全市域をⅠ地区とⅢ地区で収集しておりⅡ地区の委託業者はコンテナ住宅収集を行っていない。新規契約では各地区にコンテナ収集を分けており、戸別収集と集合住宅の収集の車両の減価償却等を積算に反映させている。</p> <p>○不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託 収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）は、月例報告書の実績（収集量・作業時間・走行距離等）を品目別・地区別に勘案し、より実態に即した設計価格を算出した。また、設計価格の算出表と契約後、提出される業務委託内訳書の項目を整合させ比較・評価が容易にできるように書式を整備した。</p>
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	資源循環部ごみ減量対策課、ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に関わる事務の執行について
監査項目	1. 収集及び運搬業務について 2. 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について
提案項目	(3) 結果 ③不燃ごみ等収集運搬業務委託における業務委託内訳書について
提案事項	ア. 直接人件費の記載内容について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>運転手と作業員を区別して積算しているのは、A地区及びD地区であり、B地区及びC地区は区別していない。</p> <p>B地区を除き、他の地区は3年間の作業日が特定できるよう積算しているが、作業日に差異が生じている。例えば、A地区とC地区では、1年間で8日間の収集日数の差異（3年間では24日間の差異）が発生しており、経費の差異に影響を与えるものと考えられる。市担当課は仕様内容をより明確にする努力を行い、事業者に対して仕様内容の正確な周知を可能な限り行うよう要望する。</p> <p>A地区に関しては直接人件費の項目の中に、事務員の人件費を見積もっている。事務員は直接作業を行うわけではないと考えられるため、一般管理費等で積算すべきである。A地区の一般管理費は約56百万円一式として見積もっているため、直接人件費の事務員の約690万円は二重の積算であるとも考えられる。担当部門において精査がなされていない。設計書への活用を検討される際には留意されたい。</p>
措置内容	<p>契約締結後に提出してもらった内訳書の作業日については、業者毎の判断の相違により作業日の差異が生じた。</p> <p>その後、24年度・25年度当初に一年間の業務委託内訳書を提出依頼した際には、年間の作業日が特定できることから、各社の作業日数の差異が生じなく済んだ。また、事務員人件費などについても業務委託内訳書を提出依頼する際に記載上の注意点を伝えることで項目違いを防いだ。</p> <p>次期契約の作業日積算については、月毎換算しているため、年間毎の作業日を特定しないため、仕様書上で記載せず契約期間で明記した。</p> <p>次期契約後、各業者が提出する業務委託内訳書について、業務管理費・一般管理費の項目内容を明確に記入できるように仕様書を改善した。</p>
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクル推進に係る事務の執行について
監査項目	1. 収集及び運搬業務について 2. 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について
提案項目	(3) 結果 ③不燃ごみ等収集運搬業務委託における業務委託内訳書について
提案事項	イ. 直接物品費の記載内容について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>A地区だけが燃料費及び消耗品費だけの見積りであり、車両の調達手法について情報が記載されていない。減価償却費またはリース料が積算されないことについて、問い合わせるべきである。</p> <p>車両費については、B地区の見積りが異常に高い。他社の2倍程度の金額を見積もっている。</p> <p>また、燃料費については、A地区を除けば、使用見込月額はほぼ同じような水準である。燃料費は重要なコスト項目であるため、事業者からの実績報告を受けて、見積額と実績との比較を行うことも検討されるよう要望する。</p>
措置内容	<p>24年度・25年度当初に一年間の業務委託内訳書を提出依頼した。提出依頼する際に記載上の注意点として、直接人件費・直接物品費・業務管理費及び一般管理費の参考例を記載した。</p> <p>提出された業務委託内訳書の内容確認をすると車両費などの金額に大きな差異はないことを確認できた。</p> <p>また、毎月提出されている報告書中の収集量・走行距離・作業時間などを基に、次期契約に生かせるように積算した。</p> <p>次期契約の仕様書内に業務委託内訳書の記載について、内容を明確に記入できるよう改善した。</p>
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	1-1. 収集及び運搬業務について 2. 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について
提案項目	(3) 結果 ③不燃ごみ等収集運搬業務委託における業務委託内訳書について
提案事項	ウ. 業務管理費及び一般管理費の記載内容について（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	4 地区の記載金額は、合理的な範囲の一定率が存在するのかどうかさえも判断することができないほど、様々な金額が記載されている。原則は個別見積りで可能な限り詳細な明細を入手することが次回の契約時点で設計書を独自に作成する際には、大きな参考情報となるものとする。したがって、現在の見積りの不明な点も含めて、毎年度改めて、業務委託内訳書を入手されるよう要望するが、その際、業務管理費及び一般管理費等の詳細な明細も、事例を付して提出するよう依頼することを要望する。
措置内容	24年度・25年度当初に一年間の業務委託内訳書を徴収した。また、業務委託管理費及び一般管理費などの詳細も添付して提出を受けている。 次期契約に向けて業務委託内訳書を参考にし、次回契約の設計書算出時には留意した。 次期契約仕様書内の書類提出項目に、毎年度、業務委託内訳書及び業務管理費及び一般管理費等の明細を記載したものを提出するよう追加した。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	1-1. 収集及び運搬業務について 2. 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について
提案項目	(3) 結果 ④可燃ごみ及び不燃ごみ等収集運搬業務委託に係る質の確保について
提案事項	イ. 業務評価及び事業者育成について（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>業務委託の実施の過程で、ごみの取り残しや収集時間のずれ込みなどに対する市民からの苦情等に対して、受託事業者の業務遂行に対する問題点が把握される。民間事業者の不慣れな期間における業務実施上のリスクとして把握し、一定の評価項目により定期的に評価を行うことが必要であるものとする。評価のタイミングや評価項目及び評価者などの詳細は、市で実施されている評価活動を参考に実施することも効果的・効率的である。また、ごみ収集を直営で実施してきた期間のノウハウ等を加味することも重要であるとする。そのような蓄積は、業務委託の仕様書に凝集されているとも考えられるため、評価項目を検討する際には、仕様書の記載内容（事業者への指示内容等）を基本に業務評価の様式の検討等、その評価の仕組みを構築することが考えられる。</p> <p>i 仕様書に記載されている業務内容の履行は確実であるかどうか。 ii 仕様書記載の形式要件が委託契約期間中も順守されているかどうか。 iii 作業の安全面での留意事項などについて、「収集・運搬事業における安全作業要領」で記載された内容のうち、重要な項目が委託契約期間中順守されているかどうか。</p> <p>このような業務評価を行うに当たって、これまで直営で培ってきたごみ収集のノウハウを活用することも検討されるよう要望する。</p>
措置内容	<p>平成23年度から平成25年度までの委託業務成績表を作成し契約課に提出した。委託業務成績表には、業務遂行や安全対策への配慮、法令順守などの各種評価項目があり受託業者の評定をすることができた。</p> <p>また、新規契約後にモニタリングを実施できるよう仕様書を基に業務を遂行しているか確認できるように数点の項目を設け業者評価をできる様式でモニタリングシートを作成した。実施方法は、訪問し実地調査及び聞き取り方式を採用した。</p>
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	資源循環部ごみ減量対策課、ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	1-1. 収集及び運搬業務について 2. 可燃ごみ・新聞及び不燃ごみ・ダンボール収集運搬業務委託について
提案項目	(3) 結果 ④可燃ごみ及び不燃ごみ等収集運搬業務委託に係る質の確保について
提案事項	ウ. 事業者の創意工夫の要求について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>どのような事業者であろうと、業務委託料が支払われていることから、ごみの収集運搬委託業務は仕様書等に指示されたとおり、実施することが求められる。ここでは、そのような基本的な業務の実施に加えて、ごみ収集運搬作業に民間事業者だからできること、または従来直営で実施してきた価値のある業務・活動を、事業者へ提案していただき、その創意工夫をごみ等の収集運搬作業の中で実施することも検討に値するのではないかと考えて提案するものである。このような提案が可能なように次回の事業者決定に際して、仕様書等の中に事業者提案を受け付けることを一文挿入することが考えられる。仕様発注を基本としながらも、一部、提案事項を受け付けることは、現在の制度のもとでも可能であると考えられる。</p>
措置内容	<p>委託業者から作業効率化、改善事項などの提案があれば、直営収集の経験やノウハウを共有し市民サービスが向上するよう業者と直営の連携を図っている。</p> <p>新規の収集運搬業務委託仕様書内に創意工夫した業務・活動・提案があれば書面にて提出するように追加した。</p>
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	資源循環部ごみ減量対策課、ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	I-1. 収集及び運搬業務について 4. 戸吹清掃事業所ごみ処理支援地図確認システム保守業務委託について
提案項目	(3) 結果 ①システムの共有状況について (意見)
提案事項	①システムの共有状況について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	戸吹清掃事業所が当該システムを導入した際に、館清掃事業所にも導入の働きかけを行ったが、当時、現場でのシステム機能の確認等の結果、戸吹清掃事業所のみ導入となったものである。 経済的には毎年度の保守料の支払いの方が割高である。両事業所での使用職員の異動の可能性と事務の効率的な引継などの課題も考えられる。そこで、両システムの使用に当たっての機能比較及び使用時の操作性の優劣、更には、経済性の差異などを総合的に検討することにより、現状を維持するかまたはどちらかに統一するかを、再度比較することを要望する。
措置内容	庁内の「地図情報システム」に必要なデータを入力して活用していた「統合型ごみ処理地図確認システム」の機能が平成25年度に向上したことから、職員によるデータ更新が進み、同年度には必要なデータ入力を完了したため、年度末で従来のシステムの保守業務委託契約を終了とした。
措置時期	平成26年 3月31日
所管部課	資源循環部戸吹・館清掃事業所

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	I-1. 収集及び運搬業務について 4. 戸吹清掃事業所ごみ処理支援地図確認システム保守業務委託について
提案項目	(3) 結果 ②保守業務内容について (意見)
提案事項	②保守業務内容について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	地図確認システム保守業務委託は、当該システムの開発を実施した会社が毎年度、航空写真データを取り込み、年度末においてシステムの基本機能を点検することがその主な業務とされている。 契約相手方と、毎年度の保守業務の内容に見合った業務委託金額への変更交渉を行うことを要望する。
措置内容	庁内の「地図情報システム」に必要なデータを入力して活用していた「統合型ごみ処理地図確認システム」の機能が平成25年度に向上したことから、職員によるデータ更新が進み、同年度には必要なデータ入力を完了したため、年度末で従来のシステムの保守業務委託契約を終了とした。
措置時期	平成26年 3月31日
所管部課	資源循環部戸吹・館清掃事業所

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	I-1 収集及び運搬業務について 5. 清掃事業における清掃委託について
提案項目	(3) 意見 ①設計書の作成方法について (意見)
提案事項	①設計書の作成方法について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>清掃委託については、設計書に近い積算内訳書が作成されている。この積算内訳書は、戸吹清掃事業所では、「22年度予算執行予定額」という名称で、また、南大沢清掃事業所では、「南大沢清掃事業所清掃委託内訳」という名称で作成され、契約書一式の綴りに整理されている。また、契約相手方からは、契約日の日付にて「業務委託内訳書」と事業所によっては事業者様式の見積書を入手している。</p> <p>適正な設計書を今後作成するためには、清掃業務作業員のレベルとその必要人数を、清掃対象である磁器タイル、コンクリート、タイルカーペット及び長尺塩ビシートの対象面積に対応させて、人数を見積り、清掃作業員単価を乗じて積算することを要望する。このような金額を、1回あたり（1日当たり）の積算単価内訳として、設計の付属資料に添付する必要がある。</p>
措置内容	<p>包括外部監査の提案を受け、設計書の作成が全庁的に実施されるよう、平成24年8月30日付の契約課長通知「業務委託契約における設計書等の提出について」において、以下のとおり通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度以降の業務委託契約（執行予定額200万円以上の総価契約案件に限る）については、契約締結請求に際し、設計書又はこれに準ずる積算根拠資料の提出を要すること。</li> <li>200万円未満の案件についても、設計書等の作成に努めること。</li> <li>受注者から徴する業務委託内訳書については、できるだけ詳細な内訳の記載を求めること。</li> </ul> <p>上記契約課通知に基づき、平成26年7月からの新たな清掃業務委託について、戸吹、南大沢清掃事業所では清掃箇所、回数等が国交省「建築保全業務積算基準」にはほとんど該当しないため見積書を徴し設計額とした。</p> <p>館清掃事業所では契約課通知に基づき積算を行い、設計書を契約課に提出した。</p>
措置時期	平成26年5月7日
所管部課	資源循環部戸吹・館・南大沢清掃事業所（財務部契約課）

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に関わる事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 1. びん・古布収集運搬業務委託の随意契約について
提案項目	(3) 結果 ①見積書の検討プロセスについて (意見)
提案事項	①見積書の検討プロセスについて (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>八王子市契約事務規則の第4章・第43条の規定の趣旨は、契約先以外の者からも見積書を入手し、複数の見積書を比較・評価することによって、より適正な契約金額を実現しようとする事と解釈される。</p> <p>それに対して、当該びん・古布収集運搬業務委託契約においては、契約先以外から見積書は特に入手していない。その理由は、当該びん・古布収集運搬業務委託契約は特命随意契約であり、上記規定の対象には該当しないためということであった。</p> <p>しかし、A地区及びB地区のそれぞれの業者からは見積書を入手できる状況にあり、業務対象地区は違うものの同質的な業務に関する2つの見積書を比較・検討することによって、契約金額の決定に役立てる事は少なくとも可能であったと考える。</p> <p>今後は、両地区の業者からより詳細な見積書を入手し、両者に対してより詳細な比較・評価・検討を加えることによって、有意義かつ適正な契約金額の決定プロセスを構築することを強く要望するものである。</p>
措置内容	<p>びん・古布収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）は、特命随意契約であるため、所管課で見積もりを徴取したが、当該地区以外の業者からも、参考に見積もりを徴取して、比較・検討を行った結果、契約事業者が最も低廉な金額であることを確認した。また、次期契約（平成29年4月～）は他の品目と同様に競争入札を予定している。</p>
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクル推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 2. 業務委託内訳書の記載方法について
提案項目	(3) 結果 ①業務委託内訳書の記載内容の統一について (意見)
提案事項	① 業務委託内訳書の記載内容の統一について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	業務委託内訳書の記載方法について、各会社によって内訳の内容が異なっているため、入手した業務委託内訳書に関して会社間・地区間比較ができない状況にある点で、その運用方法に改善の余地があるものとする。 基本的には同じような業務を行っているため、本来であれば業務委託内訳書に示される内訳は同様の内容で行うことが可能である。 少なくとも、内訳書の詳細な記載方法を業者まかせにするよりは、市の方であらかじめ所定の内訳書フォームに具体的な費目内容を印字した上で、業者に数字を入れて貰うという方式も検討すべき改善策であるとする。
措置内容	具体的な費目内容をあらかじめ印字した業務委託内訳書フォームを作成し、費目の共通化を図り、会社間・地区間比較が容易にできるように書式を整備した。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 3. 委託業務の設計価格の算出方法について
提案項目	(3) 結果 ①人件費単価の妥当性について (意見)
提案事項	①人件費単価の妥当性について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	人件費の1人あたりの単価について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査報告平成21年度版」の金額を使用している。 設計金額の算出過程において、上記の調査結果のうち「勤続年数が5～9年」の「男女平均」の数値を利用している。しかし、実際に受託業者から提出をうけた従業員関連情報を見たところ、従業員の年齢層は万遍なく分布しており、また、専ら男性が作業に従事するよう見受けられた。 一定の仮定のもと上記公表数値を利用するのであれば、全体の「男性平均」の値を使用する方が、より実態に即しているものとする。 業務委託契約金額を算出するに際しては、委託業務内訳書の新しいひな型における「@時間給」は、受託業者からの提供データとして非常に有用である。このような数値も利用しつつ、より実態と整合した単価設定を行うよう要望する。
措置内容	収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の人件費の設計金額は、政府統計「賃金構造基本統計調査」の「年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の統計表より、「廃棄物処理業」、「企業規模（10人～99人）」、「男性平均」の区分の数値を使用して、より業務実態に即して算出した。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	II-1. 収集及び運搬業務について 3. 委託業務の設計価格の算出方法について
提案項目	(3) 結果 ②物件費の算出プロセスについて (意見)
提案事項	②物件費の算出プロセスについて (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>物件費のうち燃料費については、各業務及び各地区において同一の「車両1台の走行距離」及び「車両一台あたりの燃費」の数値が使用されている。</p> <p>しかし、実績をみると、各業務及び各地区において走行距離は比較的バラつきが見られる。</p> <p>物件費のうち半分以上を燃料費が占めており金額的重要性が高いこと、また、戸別回収開始後の実績数値が把握されていることから、今後は各業務・地区ごとにより厳密な積み上げ計算を実施することを要望する。</p> <p>また、燃料費以外の費目については、既述した「業務委託内訳書」の費目と完全に整合させ、事後的な比較・評価及び次回へのフィードバックを行うよう要望する。その結果として、「人件費×30%」というような根拠の乏しい数値を参照することなく、詳細な積み上げ計算により、当該物件費を算出するよう要望する。</p>
措置内容	<p>収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の物件費の設計金額は、燃料費については品目・地区ごとに積み上げた走行距離実績を勘案し、より業務実態に即して算出した。また、設計算出表と業務委託内訳書の費目を整合させ、事後的な比較・評価ができるように書式を整備した。</p>
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	II-1. 収集及び運搬業務について 3. 委託業務の設計価格の算出方法について
提案項目	(3) 結果 ③諸経費の算出プロセスについて (意見)
提案事項	③諸経費の算出プロセスについて (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>現状は、簡便的に、「諸経費＝（人件費＋物件費）×15%」の算式によって金額を算出している。</p> <p>現在使用されている15%という掛け目については見直す必要があると考える。本来は、業務委託内訳書の運用や業務受託者とのコミュニケーションの過程のなかで、物件費の算出と同様に、可能な限りの積み上げ計算によって当該金額を算出すべきであると考えます。</p>
措置内容	<p>収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の諸経費の設計金額は、可能な限り、積み上げ計算により算出した。また、今後の設計金額の算出に活かすため、通常の業務委託内訳書の他に、「業務管理費」、「一般管理費」について、より具体的な費目をあらかじめ印字した明細書を作成し、業者より徴取した。</p>
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	II-1. 収集及び運搬業務について 3. 委託業務の設計価格の算出方法について
提案項目	(3) 結果 ④設計価格における収集台数の使用について (意見)
提案事項	④設計価格における収集台数の使用について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	設計価格の算定における収集台数の使用については、収集台数に関する見込みと実績との比較がしづらい状況にある。 業務のモニタリング段階での検証の容易性等を考慮すると、当該資源収集車1台あたりの標準収集量に加えて、「標準作業時間数」を有機的な関係性を考慮して設定することが必要になるものとする。なぜなら、設計段階での「標準収集台数」では業務実施段階で効率的、効果的に受託者の業務実施状況をモニタリングすることが不可能であり、「相当な経験」を受託者が保有しているかどうかを評価することができないからである。
措置内容	24年5月分の月例報告書より、「作業時間」を項目追加した。収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の設計金額は、品目・地区ごとの収集量だけでなく、作業時間等の実績を勘案し、より業務実態に即して算出した。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 5. びん・古布収集運搬業務委託契約の関連書類について
提案項目	(3) 結果 ①契約後提出される関連書類の提出漏れについて (意見)
提案事項	①契約後提出される関連書類の提出漏れについて (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	一部の書類について提出を受けていないものがあった。また、資料の提出を受けているものの、その記載内容に不備があるものや、入手日が「速やか」とは言えないものも見受けられた。 業務委託者が契約締結日後、速やかに上記資料を入手する目的は、業務受託業者が当該業務を遂行する能力を適切に保持していることを確認することである。 また、仕様書でいう「速やかに」というのは、本来であれば遅くとも「業務開始日までに」の意味であると考えられる。実際に業務が開始された後に、上記資料を入手したとしても、本来の入手意義を充足していないものとする。
措置内容	収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の契約締結後に提出される関連書類については、業者が確認しやすいように、仕様書に提出書類群をまとめ、各書類ごとに提出期限を明記した。また、チェックリストを作成し、入手及び記入状況を管理している。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 5. びん・古布収集運搬業務委託契約の関連書類について
提案項目	(3) 結果 ②受託者が協同組合の場合における提出資料の入手漏れについて (意見)
提案事項	②受託者が協同組合の場合における提出資料の入手漏れについて (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	受託者が協同組合の場合においては、協同組合員のうち当該収集運搬業務に参加する多くの会社から関連資料を入手することになる。その結果として、業務受託者が単一の会社である場合に比して、資料の入手漏れが増加している傾向が見受けられる。そのような状況への対応策として、例えば、全ての入手すべき資料を一覧できるようなチェックリストを作成し、資料の入手状況を管理するような方法が有用であるとする。
措置内容	収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の契約締結後に提出される関連書類については、業者が確認しやすいように、仕様書に提出書類群をまとめ、各書類ごとに提出期限を明記した。また、組合員名簿を提出させるとともに、チェックリストを作成し、入手及び記入状況を管理している。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に関わる事務の執行について
監査項目	II-1. 収集及び運搬業務について 5. びん・古布収集運搬業務委託契約の関連書類について
提案項目	(3) 結果 ③契約後提出される関連書類の更新について (意見)
提案事項	③契約後提出される関連書類の更新について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>上記資料については、現状では、契約締結後に提出をうけるのみで、その後においては特に提出が求められていない。業務委託期間は3か年にわたるものである。したがって、契約締結後に提出された関連資料のうち、少なくとも、以下の資料については提出資料の更新を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 運転免許証の写し (運転者)</li> <li>ii 収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し</li> <li>iii 労働者災害補償保険に加入することを証明するため、その関係書類の写し</li> </ul>
措置内容	<p>収集運搬委託契約 (平成25年10月～平成29年3月) の契約締結後に提出される関連書類については、書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに更新し、提出する旨を仕様書に明記し、現況の収集体制と連動すべく書類を管理している。</p>
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクル推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 7. ペットボトル収集運搬業務委託契約の関連書類について
提案項目	(3) 結果 ① 契約後提出される関連書類の提出漏れについて (意見)
提案事項	① 契約後提出される関連書類の提出漏れについて (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>1部の書類について提出を受けていないものがあった。また、提出を受けているが、その記載内容に不備があるものがあった。</p> <p>業務委託を行うにあたっては、業務受託者が当該業務を適切に行う事に対して一定の責任を有している。すなわち、業務受託者が適切に当該業務を遂行できる能力を有し、かつ、実際に適切に当該業務を遂行していることを適宜検証し、監督するよう要望する。</p> <p>業務委託者が契約締結日後、速やかに上記資料を入手する目的は、業務受託業者が当該業務を遂行する能力を適切に保持していることを確認することである。</p> <p>したがって、本来であれば上記資料については全て漏れなく入手すべきであったと考える。</p>
措置内容	<p>収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の契約締結後に提出される関連書類については、業者が確認しやすいように、仕様書に提出書類群をまとめ、各書類ごとに提出期限を明記した。また、チェックリストを作成し、入手及び記入状況を管理している。</p>
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	II-1. 収集及び運搬業務について 7. ペットボトル収集運搬業務委託契約の関連書類について
提案項目	(3) 結果 ②契約後提出される関連書類の更新について (意見)
提案事項	②契約後提出される関連書類の更新について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	上記資料については、現状では、契約締結後に提出をうけるのみで、その後においては特に提出が求められていない。業務委託期間は3か年にわたるものである。 したがって、契約締結後に提出された関連資料のうち、少なくとも、以下の資料については提出資料の更新を行うべきである。 i 運転免許証の写し (運転者) ii 収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し iii 労働者災害補償保険に加入することを証明するため、その関係書類の写し
措置内容	収集運搬委託契約 (平成25年10月～平成29年3月) の契約締結後に提出される関連書類については、書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに更新し、提出する旨を仕様書に明記し、現況の収集体制と連動すべく書類を管理している。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	II-1. 収集及び運搬業務について 9. 空き缶収集運搬業務委託契約の関連書類について
提案項目	(3) 結果 ①契約後提出される関連書類の更新について (意見)
提案事項	①契約後提出される関連書類の更新について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	上記資料については、現状では、契約締結後に提出をうけるのみで、その後においては特に提出が求められていない。しかし、業務委託期間は3か年にわたるものである。 したがって、契約締結後に提出された関連資料のうち、少なくとも、以下の資料については提出資料の更新を行うべきである。 i 運転免許証の写し (運転者) ii 収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し iii 労働者災害補償保険に加入することを証明するため、その関係書類の写し
措置内容	収集運搬委託契約 (平成25年10月～平成29年3月) の契約締結後に提出される関連書類については、書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに更新し、提出する旨を仕様書に明記し、現況の収集体制と連動すべく書類を管理している。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 11. 古紙（雑誌・雑紙・紙パック）収集運搬業務委託契約の関連書類について
提案項目	（3）結果 ①契約後提出される関連書類の提出漏れについて（意見）
提案事項	①契約後提出される関連書類の提出漏れについて（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 （概要）	<p>一部の書類について提出を受けていないものがあった。</p> <p>また、資料の提出を受けているものの、その記載内容に不備があるものや、入手日が「速やか」とは言えないものも見受けられた。</p> <p>業務委託を行うにあたっては、業務受託者が当該業務を適切に行う事に対して一定の責任を有している。すなわち、業務受託者が適切に当該業務を遂行できる能力を有し、かつ、実際に適切に当該業務を遂行していることを適宜検証し、監督するよう要望する。</p> <p>業務委託者が契約締結日後、速やかに上記資料を入手する目的は、業務受託業者が当該業務を遂行する能力を適切に保持していることを確認することである。本来であれば、上記資料については全て漏れなく入手すべきであったと考える。</p> <p>同様に、仕様書でいう「速やかに」というのは、本来であれば遅くとも「業務開始日までに」の意味であると考えられる。</p>
措置内容	<p>収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の契約締結後に提出される関連書類については、業者が確認しやすいように、仕様書に提出書類群をまとめ、各書類ごとに提出期限を明記した。また、チェックリストを作成し、入手及び記入状況を管理している。</p>
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	II-1. 収集及び運搬業務について 11. 古紙（雑誌・雑紙・紙パック）収集運搬業務委託契約の関連書類について
提案項目	(3) 結果 ②契約後提出される関連書類の更新について（意見）
提案事項	②契約後提出される関連書類の更新について（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	上記資料については、現状では、契約締結後に提出をうけるのみで、その後においては特に提出が求められていない。しかし、業務委託期間は3か年にわたるものである。 したがって、契約締結後に提出された関連資料のうち、少なくとも、以下の資料については提出資料の更新を行うべきである。 i 運転免許証の写し（運転者） ii 収集に使用する車両全車の車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し iii 労働者災害補償保険に加入することを証明するため、その関係書類の写し
措置内容	収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）の契約締結後に提出される関連書類については、書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに更新し、提出する旨を仕様書に明記し、現況の収集体制と連動すべく書類を管理している。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	II-1. 収集及び運搬業務について 13. 設計価格の見直しについて
提案項目	(3) 結果 ①業務委託価格の見直し方法のあり方について（意見）
提案事項	①業務委託価格の見直し方法のあり方について（意見）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	設計価格の算出表、業務委託内訳書及び委託月例報告書のそれぞれの運用状況を確認したところ、それぞれについて独立した別個の運用がされており、3者の運用が相互にリンクしていないように考えられる。 本来は、その3者は相互に有機的にリンクする事によって、それぞれの趣旨を充足し、意義を達成するべきものである。 設計価格の算定プロセスのあるべき姿を軸に、業務受託者から提出される「業務委託内訳書」と「委託月例報告書」を有効に活用することが、業務委託者（八王子市）にとって最も望ましい状態であると考えられる。
措置内容	収集運搬委託契約（平成25年10月～平成29年3月）は、業務委託内訳書と設計価格の算出表の項目を整合させ、比較・評価ができるように書式を整備するとともに、月例報告書の実績を勘案し、より実態に即した設計価格を算出した。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 15. びん・古布の管理区分について
提案項目	(3) 結果 ① びん・古布の管理区分の方法について (意見)
提案事項	① びん・古布の管理区分の方法について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	びん・古布収集運搬委託において、2地区の受託業者から委託月例報告を入手しているが、当該委託月例報告書をさらに2地区に分解したもの（例えば、びん・古布のA地区の業者は、他のA地区・C地区に準じたもの）を入手することが有用であるとする。 委託月例報告書を分割することによって、当該データの分析・評価が煩雑となる可能性を軽減することができるものとする。
措置内容	びん・古布収集運搬委託契約は市内を2地区に分けて、2業者に委託している。これを報告書を作成するために、他の品目と同様に市内を4地区に分けて、1業者あたり2地区を管理区分とすると、区分単位に収集・計量しなければならないため、2地区にまたがる収集ができず、収集の効率性が損なわれることになる。ゆえに、1業者あたり2地区の管理区分は設けないこととする。
措置時期	平成25年5月31日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に関わる事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 16. 機密保持誓約書の運用について
提案項目	(3) 結果 ① 機密保持誓約書の日付欄または委託業務期間欄が空欄のものについて (意見)
提案事項	① 機密保持誓約書の日付欄または委託業務期間欄が空欄のものについて (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	入手した機密保持誓約書を閲覧したところ、日付欄、または委託業務期間欄が空欄のものが散見された。 機密保持誓約書を入手したとしても、その記入内容に不備があった場合には、誓約書を入手した目的が達成されない可能性がある。したがって、入手した場合にはその記入内容について不備がないことを十分に検証することを要望する。
措置内容	機密保持誓約書についてチェックリストを作成し、入手及び記入状況を管理している。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクル推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-1. 収集及び運搬業務について 16. 機密保持誓約書の運用について
提案項目	(3) 結果 ②担当者署名欄の運用方法について (意見)
提案事項	②担当者署名欄の運用方法について (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	入手した機密保持誓約書を閲覧したところ、担当者署名欄が空欄のままであるもの、または担当者記名をしているものが散見された。 「署名」と「記名」の違いについては、十分に留意する必要がある。 「署名欄」と記載された欄に記名がされている点に関しては書類の不備が生じているものと考えられる。「署名欄には、記名ではなく署名してもらう」という意識をもって、そのような運用を徹底する方が、機密保持誓約書の本来の目的に適った運用方法である。
措置内容	機密保持誓約書についてチェックリストを作成し、入手及び記入状況を管理している。
措置時期	平成25年10月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	Ⅱ-2. 中間処理等業務について 3. 資源化への取り組みと資源化コスト構造の変化について
提案項目	(3) 結果 ③空き缶の売払方法について
提案事項	イ選別前の空き缶の売り払いについて (意見)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	空き缶の売り払いは、空きびんの売払いと異なり、選別前の状態で売払いが行われている。選別前の状態で売払いを行っていることから、本来の資源としての市況に連動した単価と、選別業務にかかるコストが混合しており、契約単価の透明性が損なわれる可能性がある。 平成22年度の実績によると、各地区による品目組成の割合は異なっており、特に収集A地区はアルミ缶比率が収集C地区より6割以上多い状況にあった。しかし、現在の売払契約では品目組成の違いがほとんど売払単価に反映されていないことから、収集A地区では結果的に資源価値の高いアルミ缶を他の収集地区と比べて安価に売払ってしまっている状況にあるとも言える。 空き缶の売払いは貴重な有価物収入の一つであることから、改めて選別業務契約と売払契約を分離するなど、選別業務と売払業務を明瞭に区分する必要があるのではないかと考える。また、売払単価の決定にあたっては、市況との整合性について十分に留意をするとともに、収集地区別の品目組成の特性を反映させることを要望する。
措置内容	本市では、収集した空き缶を選別、プレスする施設がないため、直接、市内の民間業者に搬入し、売却しているが、平成24年度以降は、収集地区別の品目組成を仕様書に記載するとともに、売払単価の積算にも反映させている。また、市況の変動が著しい場合は、売り払い単価を変更している。
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	資源循環部ごみ総合相談センター

## 平成24年度

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第2. 消防事業に関する事務の執行について
指摘項目	2. 非常備消防費に関する事項 (1) 人件費 ②団員報酬の支払管理について
指摘事項	消防団員報酬の給与支払報告書の提出漏れについて
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	市は、消防団員の報酬についての給与支払報告書を提出していない。税の公平性を保つため、消防団員の報酬についても給与支払報告書を提出しなければならない(地方税法第317条の6)。
措置内容	平成24年度の団員報酬より給与支払報告書を提出している。
措置時期	平成25年12月20日
所管部課	生活安全部防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第2. 消防事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 常備消防費の委託に関する事項
提案事項	【意見1】 常備消防委託費の妥当性の検討について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>常備消防委託費について、市は、これを負担金の性質に近いものとして解釈しているため、計算根拠も含めて委託費が妥当であるかどうかについて検討を行っていない。また、東京都への委託事務の管理に係る収支についても「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」を入手するのみで、その内容が適正かどうかについての検討も行っていない。</p> <p>市は常備消防委託費に関する予算の執行にあたり、受託者の業務が適切に遂行され、委託費が市の受けたサービスに見合ったものであることを確かめる必要がある。したがって、受託者から提示される「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」について詳細に検討し、非効率な消防事務が行われていないかチェックする必要がある。非効率な消防事務が行われていた場合には、それだけ市の負担額（委託費）が増加するからである。</p> <p>また、市はその区域の消防を十分に果たすべき責任があるため（消防組織法第6条）、常備消防についても第一義的な責任がある。そのため、常備消防事務が市のニーズにマッチした形で有効に遂行されるよう、市は受託者の消防事務を管理監督しなければならない。</p> <p>常備消防の委託事務が効果的かつ効率的に実施されることを確保するため、市は受託者の消防力を適時かつ詳細に把握し、計画の策定や方針の決定については積極的に関与することが望まれる。また、委託事務の結果である「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」についても詳細に分析し、非効率な収支はないか委託者としてのモニタリングを強化することが望まれる。そのうえで、常備消防事務の委託費について、市が享受したサービスに応じて適当な額であったかどうか、分析・検討することが望まれる。</p>
措置内容	<p>常備消防委託費の金額については、地方交付税制度における基準財政需要額を基に算定されており、消防事務を委託している東京都市町村長、議会議長で構成される「東京都三多摩消防運営協議会（三消協）」において議決により決定されている。委託事務費の市町村別経費負担額を分析したところ、本市は全市平均に比べて人口一人あたりの経費を安く委託出来ていることを確認した。</p> <p>また、委託状況や決算については、上記「三消協」において、委託先である東京消防庁から報告がされており、全市町村間でも情報共有がされている。加えて、東京消防庁（八王子消防署）と本市の間でも日々連絡を取り合い情報の共有化を図っており、本市の要望や協力要請など、本市独自の需要に対しても対応をお願いしている。</p> <p>上記により、委託費について適当な額であると判断している。</p>
措置時期	平成26年 5 月29日
所管部課	生活安全部防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第2. 消防事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 常備消防費の委託に関する事項
提案事項	【意見2】 常備消防に関する情報の市民への開示について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>常備消防は、委託事業とはいえ八王子市の消防力の中枢をなすものであり、その委託金額は23年度決算額6,002百万円と消防費全体の実に約86%を占めている。</p> <p>現状では、市のホームページにおいて、常備消防を東京都に委託している旨の記載があるのみで、常備消防の委託に対する考え方が示されていない。市にとって、常備消防を委託化していることは、財政負担の軽減や消防の広域化によるメリットの享受などが考えられる。</p> <p>市民にとって消防力は重大な関心事であり、委託金額の重要性からも経済性・効率性・有効性の観点から委託していることの意義を積極的に情報発信することが望まれる。</p>
措置内容	ホームページ等に委託の概要を掲載し、常備消防についての情報を発信した。
措置時期	平成26年6月1日
所管部課	生活安全部防災課

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第2消防事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 非常備費に関する事項 (2) 人件費以外 ③備品の管理について
提案事項	【意見1】 購入等による受入時の記録について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>平成23年度に取得した備品（予定価格が50,000円以上）について、その品名、金額、供用場所その他必要な事項が記載されているが、備品台帳を通査したところ過去に取得したものについて供用場所が記されていないものが多数ある。特に、防災課所轄の備品は点数も相当数あり、その供用場所も消防団器具置場や備蓄倉庫など多数に上る。そのため、供用場所の記録は、財産管理の備品台帳と現物のチェックを効率的に行うために不可欠な情報である。現時点で供用場所の記載のないものについては、早急に供用場所を調査し、備品台帳に記録する必要がある。</p>
措置内容	消防団が管理する備品について、各分団に調査し、共用場所を特定、備品台帳に共用場所を記録した。
措置時期	平成25年7月23日
所管部課	生活安全部防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第2消防事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 非常備費に関する事項 (2) 人件費以外 ③備品の管理について
提案事項	【意見2】 備品台帳と現物の照合について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>備品台帳には供用場所の記載がないものが多数あるが、物品管理者である防災課長によると備品との照合作業は、この備品台帳を使用して全件現物と照合したとのことである。照合の証跡は保存されていないこともあり、作業の状況を確認することはできないが、備品の点数や供用場所の数から、所管の備品全品について現物と台帳を照合するには、かなりの工数がかかったはずである。また、この照合作業は八王子市物品管理規則に従い毎年行わなければならないため、業務を効率化する必要がある、経済性・有効性・効率性の観点から、見直しが必要と思われる。</p> <p>例えば、まず備品台帳に供用場所を漏れなく記載し、そのうえで供用場所ごとの備品データを生成する。供用場所ごとの備品データごとに担当者を割り振り、手分けして現品との照合を行う。物品管理者たる所管課長は、抜き取り調査等により、担当者の照合作業の適否を判断し承認する。担当者の照合結果に基づき備品台帳の修正を行う、というような業務フローが考えられる。</p> <p>業務フローの構築に当たっては、分担による照合作業の効率化だけでなく、物品管理者が自ら作業を行った場合と同等の心証が得られるよう担当者ごとの作業をチェックする体制が必要であることに留意しなければならない。また、作業内容を明確にするため、照合作業の手順は文書により据え置き、照合作業や承認の証跡は一定期間保存しておくべきである。</p>
措置内容	<p>消防団が管理する備品について、各分団に調査し、共用場所を特定、備品台帳に共用場所を記録した。また、毎年実施している消防用機械器具等の調査において、物品の年度ごとの増減についても報告させる様式に改善し、物品数の照合作業の効率化を図った。</p>
措置時期	平成25年 7月23日
所管部課	生活安全部防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第2. 消防事務に関する事務の執行について
提案項目	2. 非常備消防費に関する事項 (2) 人件費以外 ③備品の管理について
提案事項	【意見3】 分団器具置場の物品棚卸結果について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>毎年7月に、防災課は消防団に対し、消防団器具置場に保管されている市所有の物品について、その保有数を報告させている。しかしながら、消防団からの報告は棚卸時点の実数が記載されているのみで、本来あるべき残高との比較がなされていない。もとより物品の購入や廃棄を継続的に記録していないため本来あるべき残高は把握されていない。各器具置場において、前年実数、購入等による増加数、廃棄等による減少数を記録した管理台帳を整備し、棚卸の結果はその管理台帳との比較で滅失した資産はないかどうかという検討も含めて報告されるべきである。</p> <p>また防災課では、消防団からの物品調査の結果を集計するのみで、備品台帳との照合をしていない。物品の棚卸は、単にその時点の数量を把握するだけでは実施する意味はほとんどない。棚卸の結果と備品管理台帳を照合し、差異の内容を分析し、棚卸の結果を備品管理台帳に反映することに棚卸を実施する意義がある。これにより、棚卸時点で実在する備品が、漏れなく正確に備品管理台帳に記録されることになり、同時に不明な差異原因を分析することにより財産管理に役立つ情報を得られるからである。</p> <p>したがって、消防団からの物品調査結果を備品管理台帳に反映できるよう業務フローを改善していく必要がある。そのためには、まず消防団の物品調査結果のうちどれが備品（購入時の予定価格が50,000円以上）であるかを明らかにできるように調査結果の報告書のフォームを見直し、そのうえで、防災課におけるその報告書と備品管理台帳との照合・承認手続を明確にしていく必要がある。</p>
措置内容	毎年実施している消防用機械器具等の調査において、各分団より報告されたリストのうち備品について台帳と照合した。また、備品及び予定価格5万円以下の物品も含め、毎年度の増減を報告する書式に改善し、適正な管理に努めた。
措置時期	平成25年7月23日
所管部課	生活安全部防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 地域防災計画について
提案事項	【意見2】 地域防災計画に係る目標項目の設定について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>地域防災計画のPDCAサイクルを有意義に実施するためには、各項目毎に何らかの指標をもって評価することが不可欠である。</p> <p>しかし、地域防災計画に記載されているような防災関連の項目は、本質的にその目標設定を行うことが難しい。何故なら、防災に関しては、100%の満足が出来る類のものではないし、また、一般的な費用対効果の概念が馴染まないものと考えられるからである。</p> <p>とは言え、市民に「地域防災計画」を周知し、一定の責任のもとで当該計画を進めていく限りにおいては、何らかの目標管理を行っていくことは不可欠であると考ええる。地域防災計画の全体的な視点で、予算等のリソースの制約状況を加味しつつ、項目毎の一定の優先順位付けや行動目標を明確にしていくことが重要である。それは、予算項目とはならないもの（支出を伴わないもの）も含まれ、最低でも年1回は何らかの文書の形で取りまとめていく必要があるものと考ええる。目標の数値化が容易でないものについては、定性的な行動目標をより詳細かつ具体的に設定することも考えられる。</p> <p>また、そのような活動を、市民に対して広報することにより、市民アンケートで見られるような、施策の重視度に比べて施策の実現度が低い状況を改善することが期待される。</p>
措置内容	<p>平成26年度に地域防災計画について、数値目標を入れるなど見直しを終え、市民へ周知したところである。今後は計画上での数値目標などを具体化できるものの精査を進め、進行管理を実施するとともに、市民への周知も図っていく。</p>
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	生活安全部防災課

平成24年度

監査テーマ	消防・防災事業に関する事務の執行について
監査項目	第3. 防災事業に関する事務の執行について
提案項目	10. 協定書の締結について
提案事項	【意見】 協定書の管理方法について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>協定書の管理・保管状態を検証したところ、以下のようなものが散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原本等の所在が即座に判明しないもの</li> <li>・ 協定書が古い（例えば、30年以上前に締結）が、その後において特に見直しの必要性の検討がなされていないもの</li> </ul> <p>災害対策に係る協定書は、上記のように非常に多岐にわたるため、その全体的な管理についてはかなりの煩雑さが伴うことになると思われる。また、その協定書を締結する範囲や締結先の網羅性に関しても、同様である。</p> <p>案件によっては、災害対策の所管課である防災課よりも、別の所管課の方が、事務手続きやその維持管理を行うにあたっては望ましい場合もある。その場合でも、最終的な管理主体となる防災課が全体を取りまとめ、協定書の一元管理を行う必要がある。</p> <p>現在、防災課の方で協定書の棚卸作業を実施中とのことであるが、少なくとも、現状作成している管理一覧表に、締結年月日・担当所管課（協定書の原本保管場所を含む）の情報を追加した上で、協定書を全般的に取りまとめコントロールをする必要があると考える。</p> <p>加えて、定期的に棚卸を実施し、必要な協定先の網羅性や協定内容のアップデートの観点を中心とした体系的な管理体制を構築する必要があるものとする。</p>
措置内容	<p>個々の協定締結や管理などについては、実際に災害が発生した際に協定を活用する所管する組織で行い、全体像の把握は防災課で行うことが望ましいと考えていることから、地域防災計画の見直しの中で整理した。なお、現在の協定書の見直し状況については、新たに協定を締結する場合には、災害対応で活用する組織で行うようにしているほか、継続的に協定先と関係が持てるよう毎年担当者等について連絡をとる形で協定締結を行うよう工夫している。</p>
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	生活安全部防災課

平成24年度

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4. 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生活安全対策事業 (1) 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しについて
提案事項	【意見】 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しの必要性について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	八王子市は、平成17年から平成24年までに、人口が約2万人増加しており、65歳以上の高齢者人口については約3万人も増加している。また、「八王子市安全・安心まちづくり指針」の基本理念を踏まえ、策定から7年余経過していることを考えると、検討結果の文書が残されていない以上、特段見直しの必要性がなかったという判断に疑念も生じてしまう。そのため、見直しの検討結果については、文書を残すべきである。
措置内容	指針の見直しを行うにあたり、現在の社会情勢や犯罪傾向などの変化を踏まえるとともに、本市の基本構想、基本理念である「八王子ビジョン2022」を着実に推進するために実施した組織改正（平成25年8月）を踏まえ、平成26年4月に関係所管による現行指針の見直し及び新規施策の洗い出しを行った。これによる指針の改正案について、5月の生活安全対策協議会による協議を踏まえて決定し、6月に公表した。 なお、この指針は、防犯に特化した本市の取り組み方針を示したものであり、また、市民にわかりやすい名称とするため、「安全安心まちづくりのための防犯対策方針」とした。
措置時期	平成26年6月27日
所管部課	生活安全部防犯課

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4. 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生活安全対策事業 (2) 委託事業について（生活安全・安心指導員業務） ②委託業者の管理について
提案事項	【意見1】 車両の整備について（ドライブレコーダー）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	市は委託者に対する監視機能を充実するために、平成22年3月にパトロールカーにドライブレコーダーを搭載することになったが、2号車に関しては、ドライブレコーダーが搭載されていない。 そのため、2号車で事故等が発生した場合、暮らしの安全安心課は、ドライブレコーダーでの事後検証を行うことができない。例えば、平成23年4月6日に発生した委託業者による物損事故（5号車）においては、ドライブレコーダーによって事故発生事実が明確となっている。 委託業者が起こした事故等に係る事後的な検証及び委託業者への牽制機能の発揮のためにも、全車両にドライブレコーダーを搭載することが望ましい。
措置内容	2号車については、平成25年2月に運行を終了した。現在使用している予備車を含めた5台のパトロールカーについては、全車ドライブレコーダーを搭載済みである。今後のパトロールカーの更新については、ドライブレコーダーの搭載を仕様に盛り込み、標準装備としていく。
措置時期	平成25年8月1日
所管部課	生活安全部防犯課

平成24年度

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4. 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生活安全対策事業 (3) 防犯カメラ維持管理経費補助金について
提案事項	【意見】 防犯カメラ維持管理経費補助金の交付者としての関与について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>第7回開催の管理運用委員会では、警察・消防その他公共機関等からの要請により開示する録画記録の情報提供状況を定期的に報告するために、原則として年1回の管理運用委員会の開催を決定している。しかし、平成21年度及び平成23年度（第7回から第8回及び第9回から第10回までの期間）は委員会が長期にわたって開催されていない。</p> <p>八王子市は、防犯カメラ維持管理経費補助金の交付者として、委員会の開催を継続的に呼び掛けるなど防犯カメラ設置団体への関与度合を高めることが望まれる。</p>
措置内容	<p>包括外部監査の意見を受けて、管理運営委員会を平成25年9月18日（平成25年度・第11回）、平成27年2月10日（平成26年度・第12回）に開催した。年1回の会議を実施することにより、管理・運用状況の共有に努めた。</p> <p>なお、本維持管理経費補助金は平成26年度をもって終了としている。</p>
措置時期	平成27年2月10日
所管部課	生活安全部防犯課

平成24年度

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4. 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
提案項目	4. 消費生活対策事業について (2) 消費生活保護対策事業のあり方について
提案事項	【意見】 交付期間終了後の課題について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
提案内容 (概要)	<p>八王子市が平成24年度に受領予定となっている地方消費者行政活性化交付金の額は、平成23年度の実受領額に比べて大幅に減少している。地方消費者行政活性化交付金の交付期間においては、主として、交付金が普及・啓発活動等の事業に充当されてきたが、受領額が縮小する平成24年度の予算では、普及・啓発活動等の占める割合が低くなっており、相談業務の占める割合が非常に高くなっている。また、地方消費者行政活性化交付金は平成24年度で交付期間が終了となることが予定されているため、現状の予算策定方針を鑑みると、普及・啓発活動等の占める割合の低さは今後かわらないと考えられる。</p> <p>一方、八王子市は、消費者の自立支援を基本に、消費者の安全・安心な消費生活の実現を目的として、平成24年3月に「八王子市消費生活基本計画」を策定している。この「八王子市消費生活基本計画」では、相談業務だけでなく、普及・啓発活動等による消費者の自立支援も重要課題として掲げられている。</p> <p>消費者が安全・安心な消費生活を送れるようにするためには、消費生活センターが、普及・啓発活動等を積極的に充実・強化していくことが重要であり、普及・啓発活動等を十分に行えないような状況では、消費者の自立支援を遂行できない可能性も考えられる。そのため、地方消費者行政活性化交付金の交付期間の終了後において、消費者の自立支援を遂行するためには、財源管理や相談業務の質の確保などの観点からの活動の検討が必要と考えられる（具体的な検討内容は報告書本体187, 188頁に記載）。</p>
措置内容	<p>平成25年度以降も、地方消費者行政活性化交付金が延伸されることになり、財源の確保が見込めることとなったが、交付期間終了後を想定し、啓発活動等による消費者の自立支援については、継続案件も含め以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職員が、東京都実施による相談業務に係る研修などに積極的に参加して、相談員と専門的知識を共有するとともに、職員と相談員が協力して「消費生活ニュース」を作成するなど情報提供の充実を図った。</li> <li>職員及び相談員が研修で得た知識を活用して、出前講座による消費者啓発に力を入れることとし、市民や団体へ出前講座の活用の周知を図ることにより実績増につながった。</li> <li>地域包括支援センター、学校などの地域の関連機関や、庁内の関連部署と連携した啓発事業を実施し、継続可能な啓発事業のための連携強化を図った。</li> </ul>
措置時期	平成26年3月31日
所管部課	市民部消費生活センター